

慶應義塾大学大学院薬学研究科 学位規程施行細則

2008（平成20）年4月1日制定

改正 2012（平成24）年6月25日研究科委員会承認

改正 2013（平成25）年6月24日研究科委員会承認

改正 2014（平成26）年2月7日研究科委員会承認

改正 2016（平成28）年3月15日研究科委員会承認

改正 2017（平成29）年1月23日研究科委員会承認

改正 2017（平成29）年3月13日研究科委員会承認

改正 2017（平成29）年5月22日研究科委員会承認

改正 2017（平成29）年9月25日研究科委員会承認

改正 2019年2月27日研究科委員会承認

改正 2020年10月26日研究科委員会承認

（総則）

第1条 ① 慶應義塾大学大学院薬学研究科の課程（以下「本研究科課程」という）による学位論文および本研究科課程によらない博士学位論文の取扱いについては、大学院学則、学位規程、博士学位に関する内規、学位の授与に関する内規および薬学研究科修士・博士学位の審査委員会に関する内規に定めるもののほか、この施行細則による。

- ② 学位論文の審査は、学内の公開で行う。
- ③ 学位論文審査基準は別に定める。
- ④ 書類の提出等の期限は別に定める。

（修士学位論文の取扱）

第2条 ① 修士学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類を別に定める期限内に研究科委員長に提出しなければならない。所定の用紙・形式のあるものはそれに従うこと。原本1部以外は複写で可とする。

学位論文審査願	1部
学位論文	4部
修士発表抄録	5部

その他本研究科の定める書類・データ等

- ② 大学院学則第109条②の、優れた業績を挙げた者についての在学期間短縮の資格要件および手続き等については別に定める。

（本研究科課程による博士学位論文の取扱）

第3条 ① 本研究科課程による博士学位論文は、学位請求者が課程在学中に行った研究を記述したものであり、かつ別表第1の要件を満たしていなければならない。ただし、本研究科博士課程を所定単位取得退学した者が課程による博士学位の授与年限内に博士学位論文の審査を受けようとする場合は、退学後学位申請までの期間に行った研究を含むものとする。

- ② 博士学位論文の審査を受けようとする者（学位請求者）は、次の書類を別に定める期限内に研究科委員長に提出しなければならない。所定の用紙・形式のあるものはそれに従うこと。原本1部以外は複写で可とする。

学位申請書	4部
学位論文（主論文）	4部
博士発表抄録	5部
主論文要旨	1部
論文目録	4部
履歴書	4部
主論文に関する原著論文の別刷	4部

共著者全員の学位論文使用についての同意承諾書	1部
主論文に関する原著論文の掲載の決定を証明する書類（該当者のみ）	1部
主論文に関する原著論文の投稿の受理を証明する書類（該当者のみ）	1部
博士学位論文の公開方法に関する申請書	4部
その他本研究科の定める書類・データ等	

- ③ 主論文に関する原著論文は、学位請求者が筆頭著者である原著論文で、欧文1報以上であり、かつ別表第2の要件を満たしていなければならない。
- ④ 複数の筆頭著者による論文を主論文に関する原著論文とするための要件については、別表第3に定める。
- ⑤ 主論文に関する原著論文の掲載・掲載の決定・投稿の受理に関する要件は別に定める。
- ⑥ 大学院学則第109条③および④の、優れた業績を挙げた者についての在学期間短縮の資格要件および手続き等については別に定める。

（本研究科博士課程所定単位取得退学者による博士学位論文に対する予備審査）

第4条 ① 本研究科博士課程を所定単位取得退学した者が課程による博士学位の授与年限内に博士学位論文の審査を受けようとする場合は、次の書類を研究科委員長に提出して予備審査を受けなければならない。所定の用紙・形式のあるものはそれに従うこと。原本1部以外は複写で可とする。

学位論文予備審査願	1部
学位論文（主論文）	4部
博士発表抄録	5部
論文目録	5部
主論文に関する原著論文の別刷	4部
主論文に関する原著論文の掲載の決定を証明する書類（該当者のみ）	1部
履歴書	1部

- ② 必要書類の提出時期は、4月1日から5日の平日または10月上旬の平日とする。
- ③ 本条により予備審査願の提出を受けた研究科委員会は、薬学研究科修士・博士学位の審査委員会に関する内規に準じ、予備審査委員として主査1名および副査2名を選任する。
- ④ 予備審査および審査結果の取扱いについては、第7条および第8条第1項を準用する。
- ⑤ 予備審査により学位論文審査の申請を認められた者は、第3条に定める書類を別に定める期限内に研究科委員長に提出しなければならない。

（第5条～第8条：本研究科課程によらない博士学位論文の取扱）

第5条 ① 学位の請求に必要な学位請求者の研究歴は別表第4のとおりとする。研究経歴年数短縮の資格要件および手続き等については別に定める。

- ② 学位論文は、学位請求者が前項の研究歴の期間内に行った研究を記述したものであり、別表第1の要件を満たしていなければならない。
- ③ 学位を請求しようとする者は、本研究科の、主査となる資格を有する大学院指導教員に学位論文審査の申請を申し出て、紹介者となることを依頼するものとする。
- ④ 学位請求者は、紹介者を介して学位論文予備審査に必要な次の書類を研究科委員長に提出しなければならない。提出時期は、4月1日から5日の平日または10月上旬の平日とする。所定の用紙・形式のあるものはそれに従うこと。原本1部以外は複写で可とする。

学位論文予備審査願	1部
学位論文（主論文）	4部
博士発表抄録	5部
論文目録	5部
主論文に関する原著論文の別刷	4部
主論文に関する原著論文の掲載の決定を証明する書類（該当者のみ）	1部
履歴書	1部
最終学校の卒業証明書	1通

所属長の研究期間証明書	1通
戸籍抄本	1通
紹介状	1通

- ⑤ 主論文に関する原著論文は、学位請求者が著者である論文で、欧文3報または欧文2報と邦文2報（計4報）以上であり、かつ別表第2の要件を満たしていなければならない。
- ⑥ 主論文に関する原著論文のうち、少なくとも欧文2報は学位請求者が筆頭著者でなければならない。
- ⑦ 複数の筆頭著者による論文を主論文に関する原著論文とするための要件については、別表第3に定める。
- ⑧ 前2項による主論文に関する原著論文は、その全てが予備審査願の提出時までに学術雑誌に掲載または掲載が決定されていなければならない。
- ⑨ 本学卒業者は卒業証明書の提出は不要とする。また、本学薬学部卒業で研究歴が本学に限られている者は、研究期間証明書の提出は不要とする。
- ⑩ 研究科委員長は、運営委員会および紹介者の意見を聴取して、論文予備審査の申請の可否を決定し、紹介者を介して学位請求者に通知する。

- 第6条 ① 研究科委員長は、論文予備審査の開始を研究科委員会に報告する。研究科委員会は、予備審査委員として主査1名および副査2名以上を選任する。
- ② 予備審査委員は学位論文および提出書類に基づいて予備審査を行う。予備審査においては、学位請求者に学位論文および提出書類の説明を求めることができる。
 - ③ 予備審査委員会は、別に定める期限内に予備審査を終了し、予備審査結果報告書を作成して学位判定会議に提出する。

- 第7条 ① 学位判定会議は予備審査委員会の報告に基づいて学位論文審査申請の受理の可否を決定し、研究科委員会に報告する。研究科委員会は、これを申請者に通知する。
- ② 学位論文審査申請受理の通知を受けた申請者は、次の書類を別に定める期限内に研究科委員長に提出し、学位規程第9条に定める審査料を納入しなければならない。ただし、予備審査の申請時に提出済みの書類については、変更がない場合は、その旨を申し出れば改めて提出する必要はない。

学位申請書	1部
学位論文（主論文）	4部
博士発表抄録	5部
主論文要旨	1部
論文目録	4部
履歴書	4部
主論文に関する原著論文の別刷	4部
共著者全員の学位論文使用についての同意承諾書	1部
主論文に関する原著論文の掲載の決定を証明する書類（該当者のみ）	1部
博士学位論文の公開方法に関する申請書	4部
その他本研究科の定める書類・データ等	

- 第8条 ① 審査委員が学力の確認のために行う試問の範囲は、別表第5のとおりとする。
- ② 審査委員会の主査は、学力確認の試問に関する意見を論文審査結果の要旨に記載しなければならない。

（改廃）

第10条 この細則の改廃は、研究科委員会の議を経て研究科委員長が決定する。

附 則

この細則は、2008（平成20）年4月1日から施行する。

附 則（2012（平成24）年6月25日）
この細則は、2012（平成24）年7月1日から施行する。

附 則（2013（平成25）年6月24日）
この細則は、2013（平成25）年7月1日から施行する。

附 則（2014（平成26）年2月7日）
この細則は、2014（平成26）年2月7日から施行する。

附 則（2016（平成28）年1月25日）
この細則は、2016（平成28）年4月1日から施行する。

附 則（2017（平成29）年1月23日）
この細則は、2017（平成29）年2月1日から施行する。

附 則（2017（平成29）年3月13日）
この細則は、2017（平成29）年4月1日から施行する。

附 則（2017（平成29）年5月22日）
この細則は、2017（平成29）年5月22日から施行する。

附 則（2017（平成29）年9月25日）
この細則は、2017（平成29）年9月25日から施行する。

附 則（2019年2月27日）
この細則は、2019年2月27日から施行する。

附 則（2020年10月26日）
この細則は、2020年10月26日から施行する。

別表第1 学位論文の要件

①	学位論文は、学位請求者により行われた研究の成果を記述したものであること。
②	学位論文は、他者により過去に報告されたことのない新規な内容を含み、学問的に十分な価値があること。
③	学位論文に他者の学部卒業論文・修士論文・博士論文の主要な内容を含まないこと。

別表第2 主論文に関する原著論文の要件

①	「主論文に関する原著論文」は、学位論文の内容を記載した学位審査の対象となる論文である。「主論文に関する原著論文」は、学位請求者が著者の原著論文であり、学術雑誌に掲載して公表される。
②	①の学術雑誌とは、審査・査読プロセスを経た学術論文を原著論文として掲載し、学問的に広く認められている定期刊行誌をいう。学会のプロシーディングズは原著論文とはしない。定期刊行誌の定義については別に定める。
③	全ての「主論文に関する原著論文」について、学位請求者以外の全ての著者が、その内容を学位請求者の学位論文に使用することについての同意承諾書を提出していること。

別表第3 複数の筆頭著者による論文を主論文に関する原著論文とするための要件

①	当該論文が、著名な欧文誌に掲載された、あるいは著名な欧文誌に掲載予定の論文であること。
---	---

②	当該論文に、equal contributionによる研究である旨の明確な記載があること。当該論文におけるequal contributionの著者の記載の順番については問わない。
③	複数の研究施設の研究者が共同して行う研究である等、筆頭著者が複数名となることについての明確な理由があること。
④	筆頭著者が複数名となった理由、および当該論文における学位請求者と共同筆頭著者のそれぞれの役割について記載した指導教員の理由書が添付されていること。
⑤	当該論文を主論文に関する原著論文とすることを、当該学位論文の副査および学位判定会議・研究科委員会が承認すること。

別表第4 研究歴年数についての規定

(予備審査願提出時期の4月または10月現在における年数)

		大学の薬学部または薬学科およびこれと同等と認められる研究施設
理系修士の学位を有する者		4年以上
理系学部卒業者	4年制	7年以上
	6年制	6年以上
上記に該当しない者		10年以上

備考：

別表第4に定める「同等と認められる研究施設」は下記のとおりとする。

- ① 国立、公立または法人組織による研究所等の研究機関
- ② 病院で、薬学に関係ある十分な研究施設を有するもの
- ③ 企業で、十分な研究施設を有するもの
- ④ その他研究科委員会で前3項に準ずると認めた施設

別表第5 試問の範囲

	行うべき試問
修士の学位を有するもの	専攻および関連学術に関する試問
大学卒業者または旧制専門学校卒業者	専攻および関連学術に関する試問ならびに英語
上記に該当しない者	専攻および関連学術に関する試問ならびに英語および基礎学力確認のための試問